

第 2 業務の基準

2 施設の提供、運営に関する業務の基準

2-2 施設の提供に関する業務

(4) 利用の受付

指定管理者は、次に掲げる基準に従い、施設等の使用の承認を行うものとする。

利用の受付に当たっては、使用の承認書、領収書の発行等を含め、既存の東京都スポーツ施設予約システム（以下「予約システム」という。）を使用することとする。

なお、指定管理者は、予約システムの維持管理について、調整等に協力すること。

ア 専用使用

(ア) 優先受付（規則別表 3 の 1 の部）

優先受付は、世界大会、全国大会、東京都大会等のほか、その他大規模行事に使用する場合の受付とし、具体的には次のとおりとする。

項目	内容
対象施設	メインアリーナ、サブアリーナ、屋内プール、会議室、多目的スペース
優先受付の対象	① 都又は都教育委員会が主催し、スポーツ振興に寄与すると認められる事業に使用するとき。 ② 都又は都教育委員会が主催若しくは後援する公益性の高い事業に使用するとき。 ③ 官公署又はこれに準ずる団体が主催し、又は後援する公益性の高い大規模な行事等に使用するとき。 ④ 「知事が認めるアマチュアスポーツ団体」が世界大会、全国大会、全都大会等で実績のある競技会に使用するとき。 ⑤ 世界的又は全国的なレベルのスポーツ団体等（プロスポーツを含む。）が、世界的又は全国的な競技会に使用する場合で、国際親善のほかスポーツの振興に寄与すると認められるとき。（世界的又は全国的な競技会については、必要な時点で調整し、決定する。） ⑥ 入場料の徴収又はこれに類する取扱いをし、来場者が 3 千人以上見込まれるコンサート等の大規模行事に使用するとき。 ⑦ スポーツ団体及びその他の団体が行う学術・文化活動で、参加者（観客を含む。）が広範かつ大規模なものに使用するとき。 ⑧ 指定管理者が自らスポーツ振興事業、地域貢献事業及び自主事業に使用するとき。 ⑨ その他、利用者サービス上必要とするスポーツ大会等に使用するとき。 ※ ④に掲げる「知事が認めるアマチュアスポーツ団体」とは、(6)エ(イ)の規定を準用する。

決 定 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・①の都又は都教育委員会が主催（共催を含む。）する事業については、他の優先受付対象よりも優先する。 ・優先受付が競合した場合は、公益性・大会規模等をもとに、計画書等で調整を行い決定する。 ・④の水泳については、競技会の規模等の理由により、他の施設において実施できない場合に限る。 ・⑦については、①～⑥の調整後に決定し、⑧及び⑨については⑦の調整後に決定する。なお、⑧及び⑨については、都に協議の上、決定する。 	
受 付 手 続	申 込 期 間	使用月の属する年度の前々年度の3月31日まで
	仮 承 認	使用月の属する年度の前年度の7月31日まで
	利 用 予 納 金 の 納 入	仮承認日から2週間以内（予納金を徴収する場合に限る。）
	使 用 の 承 認	利用予納金（利用料金の10%）の納入を確認後、速やかに使用承認書兼施設利用料金領収書を発行する。
	残 額 利 用 料 金 の 納 入	使用日の7か月前

3 事業に関する業務の基準

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、次の基準に従って、スポーツの振興と地域の活性化に関する諸事業を行う。実施に当たっては、体系を構築した上で、事業ごとに実施方針及び達成目標を定めること。事業構築にあたっては、3-1 から 3-5 までに掲げる事項及び以下の事項について十分に留意すること。

- (1) 施設機能の最大限の発揮と効率的な施設経営
- (2) 競技団体やスポーツ振興団体、他の体育施設等とのネットワークの形成
- (3) 地域貢献に資する運営
- (4) 東京都の様々な分野の施策との連携
- (5) スポーツを支える人材の育成

3-2 地域貢献事業

指定管理者は、本施設の設置目的を踏まえ、地域の賑わい・活性化に貢献することを目的とした事業を企画、立案及び実施するものとする。ただし、入場料収入等を目的とした営利事業は含まない。